

【研究開発プラットフォーム規則】

名称：「知」の集積と活用の場 大麦農食連携研究開発プラットフォーム 規則

【制 定 日】2018年1月29日

第1章 総則

(名称)

第1条 この規則が対象とする組織は、「知」の集積と活用の場 大麦農食連携研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）と称する。

(趣旨及び目的)

第2条 プラットフォームは、農林水産・食品分野の産学連携の仕組みである「知」の集積と活用の場産学官連携協議会（以下「協議会」という）のもとに設置され、協議会の取り組みの基盤のひとつとして、産学及び異分野の組織・人材交流と第11条に定めるコンソーシアムの形成、運営管理を通じて、大麦の産地育成から大麦加工方法および画期的大麦商品開発におけるイノベーション創出をめざす。

2. プラットフォームは、協議会を通じ、協議会のもとに形成された他の研究開発プラットフォームとの間で、適宜情報交換又は人材交流等を行い、前項の目的の達成につなげる。

(事業内容)

第3条 プラットフォームは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大麦の栽培拡大を目的とする産地育成および消費拡大、さらには、消費拡大を目的とした大麦の認知、PR 活動
- (2) 大麦加工品開発のための大麦加工および製造方法における研究戦略及び知財戦略の策定
- (2) 前号の戦略を実現するためのコンソーシアムの形成と運営管理
- (3) 大麦リキッドを含む大麦加工品におけるビジネスモデルの策定
- (4) コンソーシアムで得られた研究成果等の情報発信
- (5) 新規会員の勧誘
- (6) その他プラットフォームの目的を達成とするため必要な事業

第2章 会員

(入会) 協議会会員のうちプラットフォームの会員として入会しようとする者は、入会申込書を第24条にさだめる事務局あてに提出し、第16条にさだめるプロデューサーチーム会議の承認を得るものとする。

(退会)

第4条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会届を事務局あてに提出し任意に退会することができる。

(会員資格)

第5条 プラットフォームの会員は第2条にさだめる趣旨及び目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる法人、団体又は個人とする。なお、プラットフォームの会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

(1) 幹事会員

会員のうち、特にプロデューサーチーム会議において認められた者

(2) 一般会員

法人、団体、個人のうち前号で規定される会員以外の者

(3) 学識会員

プロデューサー会議においてプラットフォームの趣旨および目的に即した専門的学識経験を有する個人

(会員の権利義務)

第6条 会員は第3条にさだめる事業に参加する権利を有する。

2. 会員は、次の各号の義務を負う。

(1) プラットフォームの目的を達成するため、第3条にさだめる事業への協力

(2) 本規則その他プラットフォーム運営に係る諸規定、ルール等の遵守

(除名)

第7条 会員が以下の各号の一に該当する行為を成したときは、プロデューサーチーム会議の決定をもって、除名することができる。

(1) 前条第2項の遵守義務に違反したとき

(2) プラットフォームの名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為を成したとき

(3) その他、除名に値する正当な理由があるとき

(資格喪失)

第8条 会員は、協議会会員の資格を喪失したとき、又は第5条並びに第8条の場合のほか、会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人においては解散したときは、会員の資格を喪失する。

第3章 体制

(プラットフォーム体制)

第9条 プラットフォームの組織体制は別紙1の通りとする。

(研究コンソーシアム)

第10条 プロデューサーチーム会議は、プラットフォームにプラットフォームの戦略に基づいて個別の研究テーマをさだめ、専門的技術、アイデアを持ち寄り、大麦加工方法および大麦加工食品の研究開発を行うグループとして、会員をメンバーとした単独又は複数の研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）を置くことができる。

(プロデューサー)

第11条 プラットフォームには、幹事会員の中から選ばれた1名のプロデューサーを置く。

(プロデューサーの職務)

第12条 プロデューサーは以下の各号の役割を担う。

- (1) 大麦加工方法および大麦加工食品における事業化・商品化を推進するため必要となるシーズ及びニーズの発掘
- (2) 関係者間の利害関係の調整
- (3) コンソーシアムの研究開発費調達
- (4) コンソーシアムの進捗管理の統括

(プロデューサーの選任)

第13条 プロデューサーは、設立時を除き、幹事会員の中からプロデューサーチーム会議により、選任される。

2. 第17条にさだめるプロデューサーの任期が満了したとき、又は第18条のさだめによりプロデューサーが解任されたときには、プロデューサーチーム会議において新たにプロデューサーが選任される。

(研究代表者)

第14条 研究代表者は、コンソーシアム内の運営及び管理並びに他のコンソーシアムとの連携を通じ、当該コンソーシアムを主導する役割を担う。

2. 研究代表者は、プロデューサーが、幹事会員又は学識会員の中から候補者を選出し、プロデューサーチーム会議の承認を得て選任される。

(プロデューサーチーム会議)

第15条 プラットフォームには、プロデューサー、幹事会員及び研究代表者全員で構成されるプロデューサーチーム会議を設置し、プラットフォーム運営に係る以下の各号にさだめる重要事項の審議を行う。

- (1) 本規則の改廃
 - (2) 事業計画並びに収支予算及び決算の承認
 - (3) プロデューサーの選任及び解任
 - (4) 研究代表者の選任及び解任
 - (5) 幹事会員の認定
 - (6) プラットフォームの解散
 - (7) コンソーシアムの設置
 - (8) その他プラットフォームの運営に関し重要な事項
2. プロデューサーチーム会議は、議長の招集により適宜開催するものとし、議長はプロデューサーが務めるものとする。議長に事故あるときには、あらかじめ研究代表者又は幹事会員の中から選定した暫定議長が務めるものとする。
 3. プロデューサー会議の議事は、プロデューサーチーム会議で審議を受けて議長がこれを決定する。
 4. プロデューサーチーム会議メンバーが事前に了解した場合、審議を書面により実施することができる。

5. プロデューサーチーム会議は、適宜、専門的又は個別的な課題に関する諮問機関として、プロデューサーチーム会議が選任した会員で構成される単独又は複数の「ワーキング会議」を設置することができる。

(プロデューサー及び研究代表者の任期)

第16条 プロデューサー及び研究代表者の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(プロデューサー又は研究代表者の解任)

第17条 プロデューサー又は研究代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、プロデューサーチーム会議の決定をもって、それぞれ解任することができる。

- (1) 本規則に違反又は目的に反する行為をしたと認められるとき
 - (2) 病気療養等の理由で長期にプロデューサー又は研究代表者としての責務が果たせないと認められるとき
 - (3) その他プロデューサー又は研究代表者としてふさわしくない正当な理由がある場合
2. 第1項においてプロデューサーを解任する場合、第16条第2項にさだめる暫定議長がプロデューサーチーム会議の議長を務めるものとする。

(報酬)

第18条 プロデューサー及び研究代表者の報酬はプロデューサーチーム会議において決定する。

(事業年度)

第19条 プラットフォームの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第20条 本規則にさだめるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、プロデューサーチーム会議の決議を経て、プロデューサーが別にさだめる。

第4章 運営

(会費)

第21条 会員は、プロデューサーチーム会議でさだめた会費を負担する。ただし、設立から当分の間は会費の徴収は行わないものとする。

(費用負担)

第22条 プラットフォームの活動に係る費用は、特段の場合を除き、原則、当該費用が発生する活動を行った会員が個別で負担する。ただし、事業の進展やその内容に応じて必要となった特段の費用については、事務局に申請の上、プロデューサーチーム会議の承認を得た上でこれを支弁する。

(事務局)

第23条 プラットフォームの事務局を、以下の所在地に置く。

〒305-8642茨城県つくば市観音台 3-1-1

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 食農ビジネス推進センター内

2. 事務局は、プラットフォーム運営に係る、総務、庶務全般の業務を行う。

(秘密保持義務)

第24条 会員は、プラットフォームの活動に際し取り扱う秘密情報に関し、別途プラットフォームに差し入れる「秘密保持誓約」に従い、これを取扱う（別紙2）。

(知的財産の取扱い)

第25条 プラットフォームにおけるコンソーシアムで得られた知的財産の取扱いについて定める場合には、会員間での協議を踏まえ、プロデューサー会議において決定する。

第5章 附則

(設立)

第26条 設立時の会員は、別紙3の通りとする。また、プラットフォーム設立初年度の事業年度は当該設立日から2018年3月31日までとする。

以上